

広野町先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

広野町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、全町民が避難を余儀なくされた。その後、全域が緊急時避難準備区域となったが同年9月30日に区域解除となり、平成24年3月31日には町による避難指示を解除し、帰還が可能となった。広野町の町民の帰還率は86.5%（H30年12月末時点で住基人口4,775人中、町民居住者4,128人）まで進んだものの、未だ、13.5%の町民が帰還していない状況にある。特に子育て世代の帰還率は70%台と低い状況にある。また、町内には震災前に広野町に住んでいなかった廃炉・復興関連事業従事者及び双葉郡内の他市町村からの避難者が、2,566人（H30年12月末時点）滞在しており、復興拠点の核たる町である。一方、広野町の将来推計人口は平成37年には3,446人まで減少する見込みであり、年齢3区分別人口では生産年齢人口が59.2%から54.5%へと4.7ポイント減少、また年少人口も12.0%から10.9%へと1.1ポイント減少、高齢化率は28.7%から34.6%と5.9ポイント上昇する。（図1）

また、平成27年度国勢調査に基づく産業構造（就業者比率）において、第1次産業の割合が2.4%、第二次産業が27.9%、第三次産業が69.7%となっている。

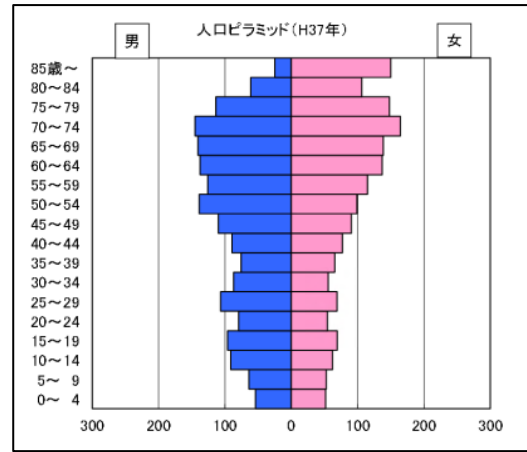
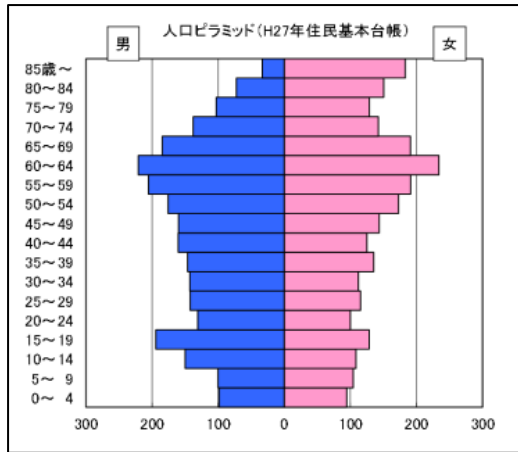
広野町の経済は、中小企業によって支えられおり、製造業を中心に景気は回復傾向にあるものの、求人数の増加に対し働き手が少なく、深刻な人手不足の状況にある。

今後、地域経済の縮小を防ぎ、維持・拡大を目指すために、地域経済を支えている中小企業の生産性を維持・確保していく必要があり、将来的に生産年齢人口が減少することが見込まれ、労働力不足が懸念される中において、町内中小企業の労働生産性の向上を図ることが不可欠であることから先端設備等の導入を支援していくことが必要である。

図1 対顔人口(転入なし)

年齢	基準人口(住基人口)			基準人口(居住意向あり)			将来推計人口(人)								
	平成27年(2015年)			平成27年(2015年)			平成32年			平成37年			平成42年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総数	2,561	2,559	5,120	1,986	2,016	4,002	1,861	1,854	3,715	1,740	1,705	3,446	1,610	1,557	3,167
0~4	99	94	193	72	69	141	60	58	118	54	52	106	47	45	92
5~9	100	104	205	74	77	151	76	63	139	64	53	116	57	47	105
10~14	150	108	258	110	79	189	89	76	165	91	62	154	77	52	128
15~19	194	128	323	143	94	237	119	72	191	96	69	165	99	57	155
20~24	131	100	231	83	66	149	96	71	167	79	54	134	64	52	116
25~29	143	115	258	90	76	166	92	64	156	106	69	175	88	53	141
30~34	143	112	255	99	75	174	85	66	151	87	56	143	100	60	160
35~39	146	135	282	102	91	193	88	75	163	76	66	141	78	55	133
40~44	161	125	286	124	98	222	103	94	197	89	77	166	76	68	144
45~49	160	143	304	124	113	237	132	94	227	110	91	200	95	74	169
50~54	176	173	349	145	139	284	130	118	248	139	99	237	115	95	210
55~59	206	191	397	170	153	323	141	135	275	126	115	241	134	96	230
60~64	221	234	455	189	197	386	166	156	322	137	137	274	123	117	240
65~69	185	191	375	158	161	319	160	176	336	141	139	279	116	122	238
70~74	138	142	280	122	126	248	143	151	294	145	164	309	128	130	257
75~79	103	129	232	91	114	205	97	124	220	114	148	261	115	161	276
80~84	73	150	223	62	130	192	57	98	155	61	106	167	72	127	199
85歳以上	33	183	216	28	158	186	27	165	191	25	150	175	25	146	172
年少人口	349	307	656	256	225	481	225	197	422	209	167	376	181	144	325
%	13.6	12.0	12.8	12.9	11.2	12.0	12.1	10.6	11.4	12.0	9.8	10.9	11.2	9.3	10.3
生産年齢人口	1,890	1,457	3,338	1,269	1,102	2,371	1,152	945	2,097	1,046	832	1,877	973	726	1,699
%	65.6	58.9	61.3	63.9	54.7	59.2	61.9	51.0	56.4	60.1	48.8	54.5	60.4	46.6	53.7
老年人口	532	795	1,327	461	689	1,150	484	712	1,197	485	707	1,192	456	687	1,143
%	20.8	31.1	25.9	23.2	34.2	28.7	26.0	38.4	32.2	27.9	41.5	34.6	28.3	44.1	36.1
75歳以上人口	209	462	671	181	402	583	181	386	567	200	404	604	212	435	647
%	8.2	18.0	13.1	9.1	19.9	14.6	9.7	20.8	15.3	11.5	23.7	17.5	13.2	27.9	20.4

■広野町将来人口推計結果



(2) 目標

人口減少による、人手不足、後継者不足等の課題を放置すれば、域内の産業基盤が失われかねない状況となる。

したがって、広野町では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築することで地域経済の活性化並びに安定雇用の確保を目指す。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)について、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広野町の産業は、農林水産業などの第一次産業、製造業などの第二次産業、サービス業などの第三次産業と多岐にわたり、多様な業種が広野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項の定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広野町では、駅周辺や山間部など広域を産業集積区域とし位置づけていることから、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広野町の産業は、農林水産業などの第一次産業、製造業などの第二次産業、サービス業などの第三次産業と多岐にわたり、多様な業種が広野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。